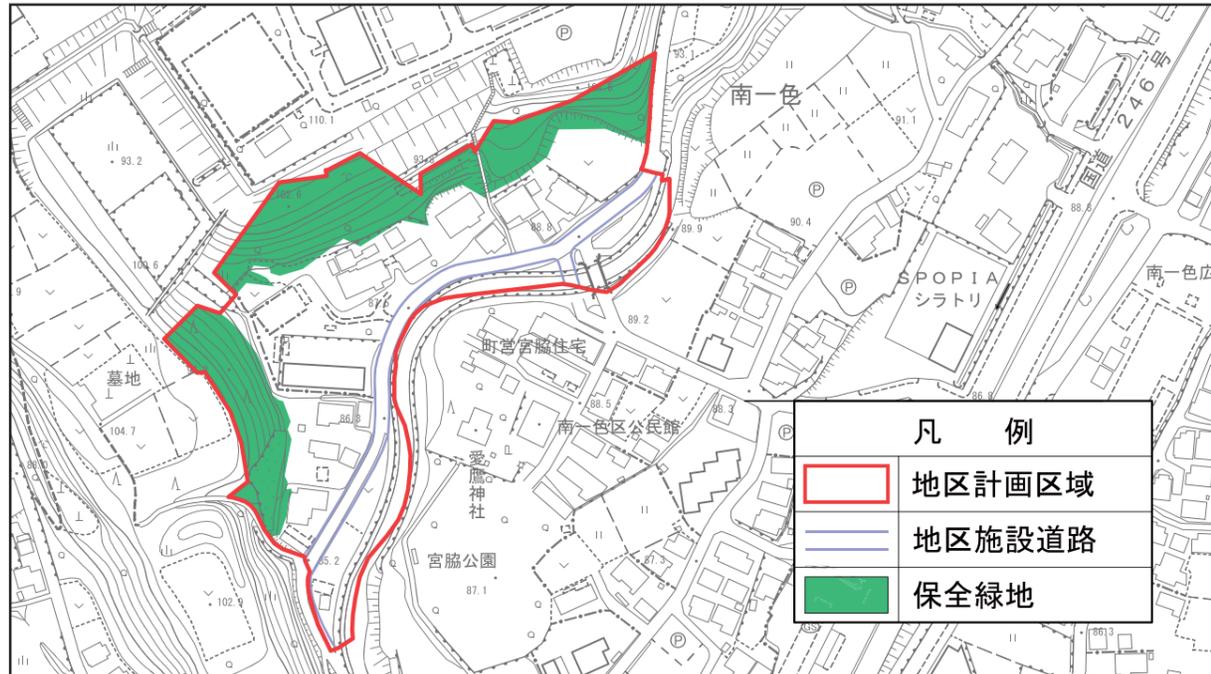


# 南一色地区計画

## 地区計画の内容

建築物の用途制限	建築することができる建築物	住宅、共同住宅及びこれらの建築物に付属するもの(建築基準法施行令第130条の5に規定するものは除く。)
建築物の敷地面積の最低限度		250㎡
建築物の高さの最高限度		10m
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、道路に接する敷地境界線の側にあつては2m以上、それ以外の土地に接する敷地境界線の側にあつては1m以上とする。 ただし、付属建築物はこの限りでない。
かき又はさくの構造の制限		道路に面するかき又はさく(門柱は除く)は、生垣、フェンス、その他これらに類するものとする。 ただし、高さが1m以下のコンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、コンクリート造、レンガ造、石造又はその他これらに類するものについては、この限りでない。
土地利用の制限	樹林地、草地等の保全のための制限	計画図に表示する樹林地は、緑地として維持、保全する。 ただし、通常の管理行為、緑地保全の目的で行う工作物等の建設、非常災害のため、必要な応急措置として行う行為、その他町長が必要と認めた行為はこの限りではない。 (面積 約0.7ha)

## 南一色地区計画の区域図



※ 図面中、地区施設道路は、既に道路になっている区域、又は将来的に道路にする区域です。また、保全緑地は、樹林地として保全する区域です。したがって、将来的に道路にする区域内、及び保全緑地内での建築等はありません。なお、この図面は概要ですので、詳細は長泉町役場建設計画課にお問い合わせください。

## 建築物等の用途の制限

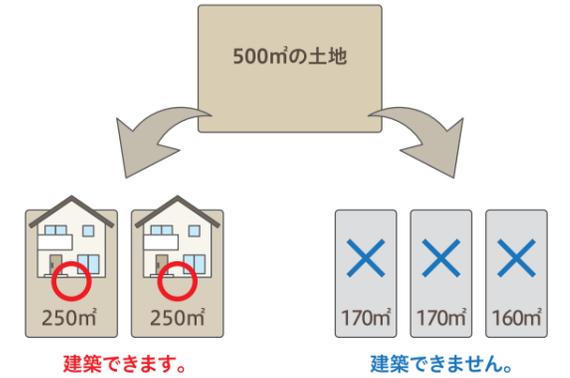
ゆとりを持った良好な住環境を形成するため、建築物を建築する場合の用途は、**住宅、又は共同住宅(低層)のみ**に限定します。

※ これらに付属する物置や自動車車庫等は建築できます。

## 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化を防止し、ゆとりある閑静な街並みを形成するため、建築物を建築する場合の敷地面積は、**250㎡以上**にしてください。

※ 地区計画が定められる前から250㎡に満たない敷地は、分割等しない限り、適用除外になります。



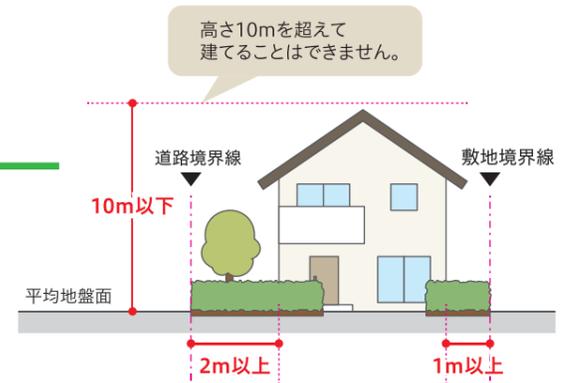
## 建築物の高さの最高限度

日照を確保し、良好な住環境を形成するため、建築物を建築する場合の高さは、**10m以下**にしてください。

## 壁面の位置の制限

日照や通風を確保し、ゆとりある街並みを形成するため、建築物を建築する場合の壁面の位置は、道路から2m以上、その他の敷地境界から1m以上離してください。

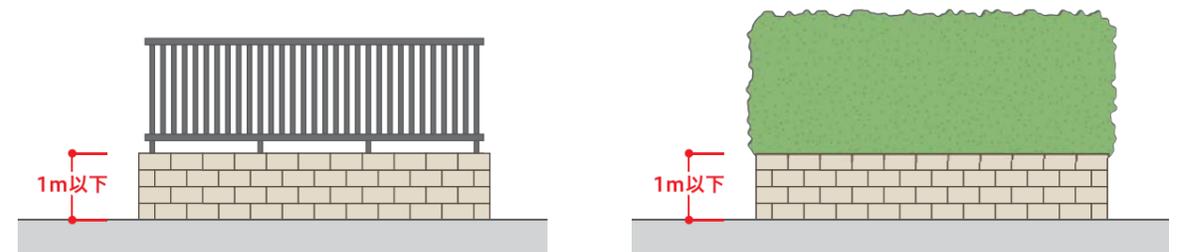
※ 付属の物置や自動車車庫等は、適用されません。



## かき又はさくの構造の制限

周辺環境に調和し、良好な住環境を形成するため、道路に面する部分にかき又はさくを設ける場合は、生垣やフェンス等にしてください。

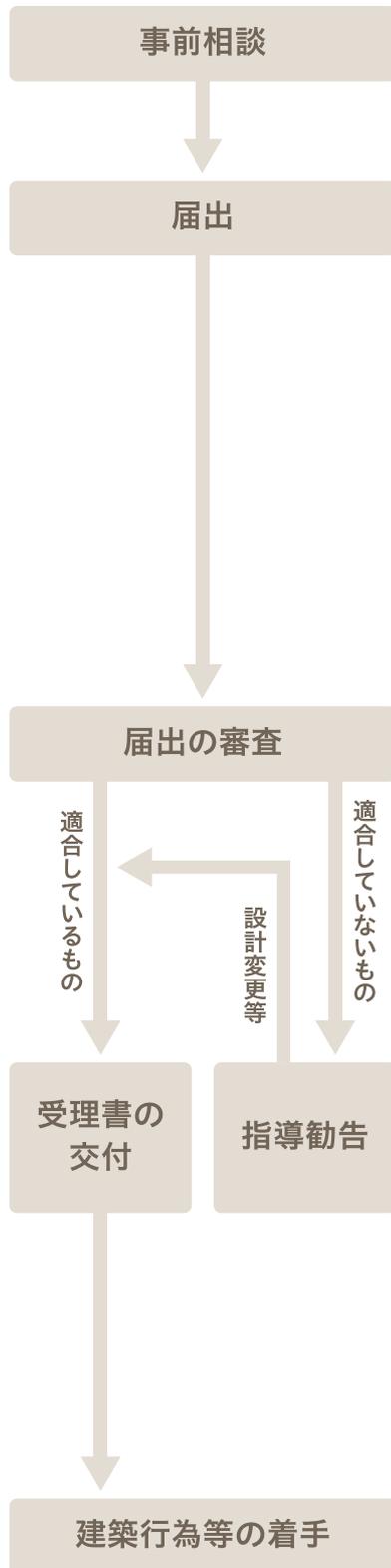
※ 高さが1m以下の部分は除きます。



# 届出・勧告等について



地区計画が定められた区域内で、建築物の建築等を行う場合には、事前に「**届出**」が必要になります。その手順・内容は以下のとおりです。



## 事前相談

あらかじめご相談いただくと手続きがスムーズにできます。  
(ご相談先は、長泉町役場 建設計画課です。)

## 届出の対象

届出が必要になるのは、地区計画区域内で、下記の行為を行う場合です。

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築又は工作物の建設(新築、増築、改築、移転)
- ③ 建築物等の用途の変更
- ④ 木竹の伐採

## 届出の日

建築確認申請を必要とする行為は建築確認申請前かつ行為に着手する日の**30日前**まで、その他の行為は行為に着手する日の**30日前**までに届出を行ってください。

## 届出の書類 (提出部数：正副2部)

① 届出書 … 長泉町役場建設計画課の窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

② 図面 ……

図面	縮尺	表示内容等
位置図	1/2500以上	申請地及び方位を表示
配置図	1/100以上	以下を表示 ①建築物及び工作物の位置 ②壁面後退の有効距離 ③かき又はさく的位置
立面図	1/50以上	2面以上で以下を表示 ①建築物の色彩 ②屋外広告物 ③建築物の高さを表示 ④敷地の縦断面を表示
平面図	1/50以上	各階のもの ※工作物については不要
構造図	1/50又は1/100	かき又はさくの場合のみ
その他図面	—	法令に定めのあるもの 必要に応じて提出を求めたもの

## 受理書の交付

届出の内容が地区計画に適合すると認めるときは、届出をした者に対し受理書を交付します。

## 指導、勧告

届出の内容が地区計画に適合していない場合は、設計変更等について指導、勧告いたします。